

# 諸子としての『史記』

## 『漢書』成立までの『史記』評価と撰續状況の検討

嘉 瀬 達 男

### はじめに

『史記』は、正史の鼻祖として、紀傳體を創始した歴史書である。このような説明は、既に常套化している。だが改めて考えてみると、「正史の鼻祖」「紀傳體を創始」「歴史書」という捉え方はいずれも後世からの見方であることに氣付かされる。『史記』の成立した前漢中期に、「正史」という範疇はまだ形成されておらず、「紀傳體」が二十四史に及ぶほど繼承されるとは豫想だにされていなかった。「歴史(書)」という考え方も、現在とは多分に異なるものだったはずである。

だからといって、『史記』が「正史の鼻祖」として、紀傳體を創始した歴史書である」という説明を否定しようというのではない。それは史學史から見れば紛れもなく正しい評價なのである。ただ、今は一旦、後世からの見方を離れ、正史とされる以前、『史記』が成立當初に備えていた生來の姿を探ってみたいと思うのである。

そもそも『史記』は、成立した當初どのような書物として考えられ、受けとめられていたのだろうか。この問題を考えるために、『史記』成立時より『漢書』成立以前までに『史記』について語られた記事を調査してみることが出来る。そして『史記』が成立後、『漢書』に繼承されるまでのどのような文獻として受容されていたのかを考えてみたい。それは『史記』と

いう文獻が生來備えていた性質を明らかにするとともに、『史記』成立の過程を探ることになると思われる。また、後世の評価を拭いとることで、現在とは豫想以上に異なる理解がなされていたことが知られることだろう。

### 『史記』の受容状況

以下において時代の順に『史記』の受容状況を示す記事を列挙し、検討を加えることとする。

#### 【『史記』編纂前後】

##### 1 司馬談

『史記』という文獻を論じた最も古い記述は、「太史公自序」にある。司馬談と壺遂がそれぞれ『史記』について言及した記事であり、編集中の『史記』について語るものである。まず司馬談の記事は、有名な遺言の部分にある。

獲麟より以來四百有餘歲、而るに諸侯相ひ兼ね、史記放絶す。今漢興り、海内一統し、明主・賢君・忠臣・死義の士あり。余太史と爲りて論載

せずんば、天下の史文廢る。余甚だ焉れを懼る。汝其れ念へ。(太史公自序)

ここで司馬談は太史を繼ぐ者として、『春秋』以後の「史記」が放置され途絶えてしまうことを憂えている。そして「天下の史文」が廢れないよう、漢朝の「明主・賢君・忠臣・死義の士」を記することを言う。この言葉が、『史記』編纂について司馬談の意圖を表明したものであることは明らかであろう。司馬談としては「天下の史文」を廢絶させず、漢朝の「明主・賢君・忠臣・死義の士」を記録すること、それが『史記』編纂の目的であった。それに對して司馬遷も「悉く先人の次せし所の舊聞を論じ、敢へて闕かじ」と、決して遺言に背かないことを誓っている。このように『史記』には編纂の當初「天下の史文」を廢絶させず、遺漏のないようにするという方針があった。

## 2 壺遂

同じ太史公自序にある壺遂のことばも興味深い。壺遂はかつて司馬遷とともに太初曆を制定し(『漢書』律曆志上)、『史記』においては「内は廉にして行なひは脩まり、斯れ鞠躬たる君子なり」と絶賛される人物である(韓長孺列傳贊)。その壺遂が、『史記』編纂の目的について次のように疑義を表明している。

壺遂曰ふ「孔子の時、上に明君無く、下に任用を得ず。故に春秋を作り、空文を垂れ以て禮義を斷じ、一王の法に當つ。今夫子 上は明天子に遇ひ、下は職を守ることを得、萬事既に具はり、威な各々宜しきを序つ。夫子の論する所は、以て何を明らかにせんと欲するか」と。

太史公曰ふ「唯唯、否否、然らず。……漢興りて以來、明天子に至り、符瑞を獲、封禪し、正朔を改め、服色を易へ、命を穆清に受く。……臣

下・百官 力めて聖徳を誦するも、猶ほ其の意を直へ盡くすこと能はず。且つ士 賢能にして用ひられざるは、國を有つ者の恥なり。主上 明聖にして徳の布聞せざるは、有司の過ちなり。且つ余嘗て其の官を掌り、明聖の盛徳を廢して載せず、功臣・世家・賢大夫の業を滅して述べず、先人の言ふ所を墮せば、罪 焉れより大なるは莫し。余は所謂る故事を述べ、其の世傳を整齊するにありて、所謂る作るには非ざるなり。而るに君の之れを春秋に比ぶるは、謬てり」。(太史公自序)

壺遂の批判は、孔子の『春秋』編纂と『史記』の編纂を對比させた結果、生じたものである。壺遂は『春秋』を亂世にあつて規範を明らかにするために書きあらわされたものとする。それに對し、今は「明天子」の世なので、『史記』が明らかにするものは何もないと批判している。壺遂にとって『史記』の編纂は、『春秋』の編纂と同じ様に受けとめられた。だから司馬父子が孔子と同じ行爲をするのを強く批判したのである。

それに對して司馬遷は、皇帝たちの徳を明らかにし、賢臣たちの仕事を讃え、父の遺言を守るという目的を掲げて反論する。司馬遷も壺遂同様に當時を「明天子」の時代と認めている。しかし司馬遷は壺遂とは逆に、「明天子」の時代をこそ伝える必要があるという。壺遂は『史記』の編纂には、『春秋』のように「空文を垂れ以て禮義を斷じ、一王の法に當つ」、つまり規範を論じて法を明らかにすることが必要だと考えている。ところが司馬遷は父の遺言を承けて、明君・功臣・賢大夫の功績を記録することに目的を見出している。司馬父子にとって『史記』は、『春秋』以後の記録を伝えるものでこそあれ、孔子のように「禮義を斷じ、一王の法に當つ」ものではなかった。それが「余は所謂る故事を述べ、其の世傳を整齊するにありて、所謂る作るには非ざるなり」という立場である。

このように壺遂が司馬遷を批判したのは、『史記』の編集方針について見解が異なっていたからである。壺遂には『史記』は『春秋』と同様に理

解され、司馬談が定めた保存と記録を中心とするという方針は認められなかったのである。

### 【『史記』編纂直後】

#### 3 楊惲

『史記』は成立後、数十年間は受容状況が不明である。判明するのは、司馬遷の娘と丞相楊敞の子の楊惲が「祖述」し「宣揚」したということである。

宣帝の時、遷の外孫 平通侯 楊惲 其の書を祖述し、遂に宣布す。（『漢書』司馬遷傳）

（楊）忠の弟惲、字は子幼。忠を以て任ぜられ郎と爲り、常侍騎に補せらる。惲の母は、司馬遷の女なり。惲始めて外祖の太史公記を讀み、頗る春秋を爲め、材能を以て稱へらる。（『漢書』公孫劉田王楊蔡陳鄭傳）楊惲は九卿にまで至ったが、刻薄な性格が災いして敵も多く、五鳳四年（前五四）に腰斬の刑によつて没している（『史記』建元以來侯者年表、『漢書』本傳）。『史記』の成立は前百年前後であり、この記事に見える宣帝の即位は前七四年である。このように成立後はじめて『史記』に言及した記事は、数十年後の外孫によるものである。当初『史記』は普及していなかったのである。そしてこの司馬遷の外孫楊惲は、『史記』を廣め、『春秋』をおさめている。やはり『史記』と『春秋』の關わりが見出せるようである。

#### 4 『鹽鐵論』

次に『史記』を初めて引用した『鹽鐵論』の記述がある。ここでは『史

記』貨殖列傳の語を引用している。

大夫曰ふ「司馬子言ふ『天下穰穰、皆な利の爲めに往く』と。趙女は醜好を擇ばず、鄭媼は遠近を擇ばず、商人は恥辱を媿ぢず、戎士は死力を愛まず、士は親に在らざるに君に事へて其の難を避けざるは、皆な利祿の爲めなり」と。（毀學）

『史記』を引用した發言者は、御史大夫の桑弘羊である。この記事の通り、鹽鐵會議で桑弘羊が發言したのであれば、始元六年（前八一）のことである。もし編者による加筆であったなら、『鹽鐵論』の編纂された宣帝期（前七四〜四九）のこととなる。引用されているのは『史記』貨殖列傳に見える句だが、當時の歌謠もしくは慣用句らしい。

注意したいのは、發言の冒頭で「司馬子言ふ」として、立論の根據に用いられていることである。慣用句かもしれない句を、「司馬子」と殊更に名を擧げて引用するからには、それだけの意義を『史記』に認めていたのであろう。このほか『鹽鐵論』における語句の援用には、『論語』、『孟子』、『管子』といった諸子や五經の語が多く見られる。『史記』の援用はこの記事だけが、『論語』以下の援用された文獻と同類に扱っているとしてよからう。

#### 5 劉宇・王鳳

他方、『史記』の閲覽が規制されていたという記事がある。賢君宣帝の子劉宇が來朝して諸子の書と『史記』を求めたのを、時の大將軍王鳳が妨げているのである。劉宇は禁じられたが、王鳳は一通り閲讀していたこともわかる。王鳳は『史記』に諸侯王に傳えるべきではない内容があると述べているからである。記事を見てみよう。

後年來朝し、上疏して諸子及び太史公書を求む。上以て大將軍王鳳に

問ふに、對へて曰ふ「……諸子の書は或いは經術に反し、聖人を非とし、或いは鬼神を明らかにし、物怪を信にす。『史記』は戰國の從橫權讒の謀、漢興の初めの謀臣の奇策、天官の災異、地形の阨塞有り。皆な諸侯王に在るに宜しからざれば、予ふべからず。許さざるの辭は宜しく、『五經は聖人の制せし所にして、萬事畢く載せざるは靡し。王審しんで道を樂しめば、傅相は皆な儒者なれば、且夕誦誦し、以て身を正し意を虞（な）しますに足らん。夫れ小辯は義を破り、小道は通ぜず。遠きを致すには恐らくは泥み、皆な以て意を留むるに足らず。諸々の經術に益ある者は、王に愛します」と曰ふべし」と。對へて奏するに、天子は鳳の言のごとくし、遂に與へず。（『漢書』宣元六王傳・劉宇）

『史記』の閲讀を許さなかつたのは、戰國縱橫家の謀略、漢初の謀臣の奇策、天官における災異、要害の地の記述があるからである。諸侯王の謀叛に有益な情報と考えたものと思われる。この判断は成帝を支えた王鳳が下したものであり、『史記』評價と見なせよう。更に『史記』は、諸子とともに「小辯にして義を破り……皆な以て意に留むるに足らず」という書物とされている。建て前もあろうが「五經」こそ「萬事畢く載せざるごとく」と、贈呈しうるものなのであった。『史記』は諸子とともに、經術に益なき書だったのである。王鳳は竟寧元年（前三三）に大將軍となつており、劉宇は陽朔四年（前二二）に没しているので、この十三年の間に下された評價である。

## 【『史記』の評價】

### 6 劉向

このように『史記』を目にすることができたのは、限られた者であつた。『史記』に初めて目録學上の分類を與えたのは、劉向（前七七〜前六）で

ある。劉向は王室の血をひき、敕を奉じて『漢書』藝文志を編纂した。その六藝略・春秋に「太史公百三十篇」として分類されている。劉向は『史記』を『春秋』に連なる存在と定めたのである。前に壺遂が、『史記』の編纂を『春秋』と同列に理解したのと同じ判断である。

この類には『史記』の他に、「國語二十一篇」「戰國策二十三篇」「楚漢春秋九篇」「馮商所續太史公七篇」「漢著記百九十卷」などが收められている。これらは全て六藝・春秋に分類され、史書として獨立させられなかつたのである。

### 7 楊雄

前漢から新にかけて『史記』を最も多く論評したのは、楊雄（前五三〜後一八）である。楊雄は「劉歆に答ふるの書」によると、三年分の俸祿の代わりに存分に學びたいと請願したことがある。この願いが許され、石室の書を觀る許可を得、宮中の書物を閲覽したらしい。『史記』を熟讀できたのは、この時期であつたらう。楊雄が『史記』を論評した記事として、まず『法言』の文を二條擧げよう。

或ひと曰ふ「淮南・太史公は、其れ多知なるかな。曷ぞ其れ雜なる」。曰はく「雜なるかな雜。人多知を以て雜を爲すを病む。惟だ聖人のみ雜ならざるを爲す」。〔問神〕

淮南説の用は、太史公の用にしかざるなり。太史公は、聖人も將に取るごと有らんとす。淮南は、取ること鮮きのみ。必ずや儒か。乍ち出で乍ち入るは、淮南なり。文麗にして用寡きは、長卿なり。多愛にして忍びざるは子長なり。仲尼の多愛は、義を愛するなり。子長の多愛は、奇を愛するなり。（君子）

問神篇では淮南王と太史公をともに「多知」であり、「雜」であると言ふ。君子篇では『淮南子』を『史記』に及ばないとし、『史記』を「聖人

も將に取ること有らんとす」と評價する。ただし『史記』の缺點として「多愛にして忍びざる」「奇を愛す」という面があると言う。

この二篇で『史記』と『淮南子』の二書を選んで比較対照させるのは、いささか奇異な感を覚える。兩書の成立はともに武帝期だが、内容からしても、また目錄學上の分類から考えても、同列には論じ難いように思われる。これまでに見た諸説にもない視點である。ところが『法言』にあつては繰り返して比較論評され、「多知」「雜」という點で共通する性質が示されている。この楊雄の評價について、他の條文により更に検討してみよう。

或ひと問ふ「司馬子長に言有り、曰ふ『五經は老子の約にしかざるなり。當年其の變を極むること能はず、終身其の業を究むること能はず』と」。

曰はく「是くのごとくんば、則ち周公は惑ひ、孔子は賊へり」と。(寡見)

ここでは太史公自序にある「六家要指」の語を取り上げ、『老子』を重んじ儒家を批判することに強く反撥している。これは『史記』に見える諸子百家論をもちだして、『史記』の思想的立場を批判しているのである。前には『淮南子』と比較して、『史記』を「聖人も將に取ること有らんとす」と述べた。そしていま太史公自序が『老子』を推獎し、五經を批判する主張に反撥している。こうしてみると楊雄は『史記』を諸子と同列に論じているように思われる。先に王鳳が『史記』を諸子とともに、五經に背くとして斥けたのと同様の視點に立っている。このような視點は、次の「法言序」では更に明確に述べられている。

雄見るに、諸子各々其の知を以て舛馳し、大氏聖人を詆訾す。……小辯なりと雖も、終には大道を破りて衆を或はし、聞く所をして溺れしめ自ら其の非を知らざるなり。太史公の六國を記し、楚漢を歴、麟止に訖るに及びては、聖人とは是非同じからず、頗る經に謬る。(法言序)<sup>8</sup>

「小辯なりと雖も、終には大道を破りて衆を或はす」とは、王鳳の「小辯は義を破り、小道は通ぜず」という主張とほぼ重なる。楊雄も王鳳同様に經書を最上としたのである。だから諸子の誤りを非難し、諸子の最たるものとして『史記』を擧げ、「聖人とは是非同じからず、頗る經に謬る」と斷じたのである。『史記』は楊雄にとって好ましいものではなかった。「雜ならざる」聖人(問神)、「義を愛する」仲尼(君子)が最上なのである。こうした評價は王鳳と同様であり、經書に背く諸子の書として非難するのである。

『法言』にはもう一條『史記』を論じた文がある。

或ひと周官を問ふ。曰く「事を立つ」と。左氏を。曰く「品藻」と。太史遷を。曰く「實錄」と。(重黎)

『周禮』『春秋左氏傳』はともに古文經典であり、前者は王莽新の頃、後者は平帝期に博士官に立てられた。それはまた『史記』の評判が廣まつていた頃でもあり、この條が著されたのも同時期のことと考えられる。楊雄は當時評判の三書を對照させ、『史記』を「實錄」と評する。前に「雜」(問神)、「多愛にして忍びざる」「奇を愛す」(君子)としたのと齟齬するかのようだが、『史記』が何もかもを「實錄」してそのまま取り込む姿勢を言うのである。その結果が、「多愛」で「奇を愛す」という「雜」駁な書となつたと考えたのである。

## 8 桓譚『新論』

桓譚も何度か『史記』を論じている。その著『新論』の佚文より二條を引こう。

賈誼 左遷され志を失はずんば、則ち文彩發せず。淮南 貴盛富饒ならずんば、則ち廣く駿士を聘し、文を著し書を作らしむること能はず。太

史公書記を典掌せずんば、則ち古今に條悉すること能はず。揚雄貧しからずんば、則ち玄言を作ること能はず。（『意林』卷二）

通才にして書を著すこと百を以て數ふるは、唯だ太史公のみ廣大と爲し、餘は皆な褻殘たる小論にして、之れを子雲の造りし所の法言・太玄と比ぶること能はざるなり。（『太平御覽』卷六〇二）

『意林』の佚文では、太史公を賈誼、淮南王劉安、楊雄と並べ、著書と境遇の關係あることを論じている。太史公とともに擧げられたのは諸子であり、楊雄が繰り返し比較した『淮南子』も含まれている。

その中で太史公は「書記を典掌」し、「古今に條悉」して『史記』を成したと述べている。楊雄が「多知」と言い「雜」とした性質を、桓譚は「古今」に精通し知悉していると稱讚するのである。古今に通じているという評價は、次の『太平御覽』所引條も同じである。この文では「太史公のみ廣大」と言い、それに匹敵するのは楊雄のみとしている。楊雄は桓譚が高く評價した人物だが、『史記』はその楊雄に匹敵する存在とされているのである。

## 9 班彪

班固の父班彪（後三〇五四）は『史記』をこれまでになく詳細に論じている。そこでは『史記』の功罪を對比させ、多様な視點から論評する。『後漢書』班彪傳に收められ、「史記論」とも呼ばれている。該文より、明確に『史記』を論評している部分を引用する。

遷の記す所、漢元より武に至り以て絶つは、則ち其の功なり。經を採り傳を撫ひ、百家の事を分散するに至りては、甚だ多く疎略にして、其の本にしからず。務めて多聞廣載を以て功を爲さんと欲し、論議淺くして篤からず。其の術學を論ずれば則ち黃老を崇びて五經を薄しとし、貨殖を

序すれば則ち仁義を輕んじて貧窮を羞ち、游侠を道ひては則ち守節を賤しみて俗功を貴ぶ。此れ其の大きい道を敝傷し、極刑の咎に遇ふ所以なり。然れども善く事理を述序し、辯にして華ならず、質にして野ならず、文質相ひ稱ひ、蓋し良史の才なり。誠に遷をして五經の法言に依り、聖人の是非と同じくせしむれば、意も亦た庶幾からん。夫れ百家の書は、猶ほ法とすべきなり。左氏、國語、世本、戰國策、楚漢春秋、太史公書のごときは、今の古へを知る所以、後の由りて前を觀る所、聖人の耳目なり。……又た項羽・陳涉を進めて淮南・衡山を黜け、細意委曲にして、條列經ならず。遷の著作の古今を採獲し、經傳を貫穿するがときは、至つて廣博なり。一人の精は、文重く思ひ煩はしく、故に其の書は刊落して盡くさず、尙ほ盈辭有るも、多く齊一ならず。（『後漢書』班彪傳）

班彪が『史記』を高く評價する部分を擧げてみる。まず「漢元より武に至り以て絶つ」という收載の範圍を言い、「善く事理を述序し……文質相ひ稱ひ、蓋し良史の才なり」と敘述の順序がかない調和がとれているとす。そして「古今を採獲し、經傳を貫穿」し「至つて廣博」と内容が豊富であると述べている。

一方、批判しているのは、經傳・百家の書を收載して「疎略」であり、また「論議淺くして篤からず」、「術學を論ずれば……道を敝傷し」のよう、思想面を批判している。更に詳述する者と他の者の均衡がとれていない（「一人の精は、文重く思ひ煩はしく……多く齊一ならず」とも言っている）。

このうち「古今を採獲し……至つて廣博」と内容の豊富を評價する點は、桓譚が「古今に條悉」し「廣大」とした評價に等しい。「疎略」で「齊一ならず」としたのは、楊雄が「雜」と斷じたのに近い。他方、「善く事理を述序し……文質相ひ稱ふ」と編集整理の成果を認め、文章と内容の調和を評價したのは班彪からである。

班彪の「史記論」は收載範圍を問題にし、「良史の才」としたように『史記』を史書として論じている。特に「左氏、國語、世本、戰國策、楚漢春秋、太史公書のごときは、今の古へを知る所以、後の由りて前を觀る所、聖人の耳目なり」と述べ、「左氏、國語、世本、戰國策、楚漢春秋」と『史記』を並稱している。これは『漢書』藝文志・春秋の分類を繼ぎ、史書としての意義を認めるものである。

しかしながらこれらの書を一括して「今の古へを知る所以、後の由りて前を觀る所にして、聖人の耳目なり」と言うのは、「聖人」という至高の存在に奉仕するものとして理解しているのである。そして「黃老を崇びて五經を薄しとす」、「此れ其の大きい道を敝傷す」と言うのは、楊雄や王鳳の批判を想起させる。楊雄は「聖人とは非同じからず、頗る經に謬る」と言い「終には大道を破りて衆を或はず」と述べていたし、王鳳も「小辯は義を破り、小道は通ぜず」と『史記』を非難した。班彪は『史記』を史書として評する一方、諸子としても『史記』を論じているのである。そしてこの王鳳・楊雄・班彪に見られた論評は、『漢書』司馬遷傳の贊辭にまとめられ定論となつたのである。以下に擧げておく。

經を采り傳を摭ふに至りては、數家の事を分散し、甚だ疏略なること多く、或いは抵牾すること有り。亦た其の涉獵する者は廣博にして、經傳を貫穿し、古今を馳騁し、上下數千載の間、斯に以て勤めり。又た其の是非は頗る聖人に繆り、大道を論すれば則ち黃老を先にして六經を後にし、遊俠を序すれば則ち處士を退けて姦雄を進め、貨殖を述ぶれば則ち勢利を崇びて賤貧を羞づ。此れ其の蔽はるる所なり。（『漢書』司馬遷傳贊）

## 10 王充『論衡』

『漢書』の成立と時をほぼ同じくするのが、王充（後二七〇九六？）の

『論衡』である。『論衡』にも『史記』に材を取る記述や論評は數多い。以下に主要な論評を擧げよう。

漢の書を作る者は多く、司馬子長、楊子雲は、河、漢なり。其餘は、涇、渭なり。然り而して子長には臆中の說少なく、子雲には世俗の論無し。（案書）

古今を抽列し、行事を紀著するもの或り。司馬子長、劉子政の徒のごときは、篇第を累積し、文は萬を以て數へ、其の（谷）子雲、（唐）子高を過ぐることに遠し。然り而して成に因り前を紀し、胸中の造無し。（超奇）

文書を典官すること、太史公及び劉子政の徒のごとく、書記を主領する職有らば、則ち博覽通達の名有らん。（定賢）

漢の世の文章の徒、陸賈、司馬遷、劉子政、楊子雲は、其の材能は若<sup>すなは</sup>ち奇にして、其の稱は人に由らず。（書解）

太史公の書、劉子政の序、班叔皮の傳は、述と謂ふべし。桓（君山）の新論、鄒伯奇の檢論は、論と謂ふべし。（對作）

まず案書篇に「臆中の說少なし」、超奇篇に「胸中の造無し」と言い、『史記』には獨自の見解が無いと批判している。それは記録を整理して過去を記した（「成に因り前を紀し」超奇）ためだと言う。その結果、「論」とは區別される敘述（「述」對作）となつたのである。

他方、膨大な文章（「篇第を累積し、文は萬を以て數へ」超奇）を收めるとも言う。それは記録・書類を司る職務（「書記を主領する職」定賢）に就いたため、多方面に博く通じている（「博覽通達」定賢）と言われることとも関連がある。漢代屈指の存在（「河」案書）と認めるのも、膨大な文章で多方面に博く通じていることへの評價と考えられる。このように王充は『史記』を偉大な編纂物としながら、創見に缺けているので、獨自の見解を著すべきだったと述べている。

また興味深いのは、劉向(子政)の名が四回も見えることである。そのうち二度は司馬遷と並稱し「司馬子長、劉子政の徒」(超奇)、「太史公及び劉子政の徒」(定賢)と言うことから、王充が二人を類似する存在としていたと判断できる。両者に共通するのは、超奇篇では膨大な文章を遺した點とされ、定賢篇では書類を統括し「博覽通達」と稱された點としてゐる。この劉向と『史記』の関係については、後述する。

これ以後は『漢書』の成立を契機として、『史記』は正史または史部という範疇において論じられるようになる。そこで『史記』受容の状況を示す資料の列挙は以上にとどめ、検討の結果を相互に對照し更に検討を進めたい。

これまでに挙げた資料をふりかえつてみると、同じ文獻が何度も『史記』と比較や對照されているのに氣付く。たとえば壺遂は、『史記』を聖人にあらずして『春秋』を繼こうとするものと批判した。しかし司馬談と司馬遷は、『春秋』以後の缺けた「史文」を遺すという保存資料の時間上の連續に過ぎないと言う。このように壺遂と司馬談は、『史記』を『春秋』と關係付けて考えている。はじめて『史記』を祖述・宣布した楊惲も、『春秋』をおさめている。そして劉向は『漢書』藝文志において六藝略・春秋に分類し、『史記』を春秋家に規定したのである。こうした例は『史記』が『春秋』に關連付けて受容されていたことを示している。

劉向の『漢書』藝文志・春秋には、『史記』のほかに多くの古史書が含まれている。そこには班彪が挙げていた「左氏、國語、世本、戰國策、楚漢春秋」の名が見える。劉向と班彪はこれらの古史書を『史記』と同列に挙げているのである。この『史記』を古史とともに一類とする理解が、後に史部という分類を生んだことは言うまでもない。

このほか『鹽鐵論』、王鳳、楊雄、桓譚、王充は、兩漢の書物とりわけ

諸子と『史記』を比較し對照させていた。『史記』は『淮南子』や楊雄、劉向と何度も對照され、比較検討されていた。王鳳は「小辯にして義を破る」と言い、楊雄が「雜」(問神)「多愛にして忍びざる」(君子)とした非難はいずれも儒家の立場から行なわれていた。班彪の「黃老を崇びて五經を薄しとす」といった批判も同じ立場である。

以上のように『史記』と比較や對照された文獻に注目すると、當時の『史記』の受容状況は大きく三類に分けられる。そのうち前二者は既に目録上に認められる。『史記』を『春秋』や古史書と同類とするのは、今なお廣く認められた理解である。ところが『鹽鐵論』、王鳳、楊雄、桓譚、王充、班彪らのように、『史記』を兩漢の書物、諸子と比較對照する見方についてはこれまでに注意されたことがなかった。そこでこの兩漢の書物、諸子と『史記』を比較する立場について、次章で些か考えてみることにする。

#### 諸子としての『史記』

『史記』が兩漢の諸書、諸子とともに論じられたのは、もちろん『漢書』などの正史がまだ存在せず、『戰國策』『國語』も整理中という時期だったからではあろう。しかしながら度々『史記』の比較對象とされた兩漢の諸書、諸子は、『漢書』藝文志でも『史記』とは全く異なる分類を與えられているように、容易には結び付け難い存在である。ではなぜ『史記』は兩漢の諸書、諸子と關係があるとされたのだろうか。

まず兩漢の書物、諸子とは何を指すのか考えよう。前章において兩漢の書物、諸子の中でも、『史記』と繰り返し比較對照されていたものがある。まず『淮南子』は楊雄・桓譚によって『史記』と合計三回比較されていた。そして劉向と『史記』は王充によって四回比較されていた。また楊雄も桓譚・王充によって『史記』と二回ずつ比較されている。兩漢の書物、諸子

の中でも『淮南子』、劉向、楊雄が特に『史記』の比較対象とされ、関係の深いものとされているのである。そこでこの三者と『史記』の関係を更に考えてみることにしたい。

(一) 『淮南子』と『史記』

『淮南子』と『史記』とは、楊雄が二回、桓譚が一回比較していた。

楊雄はまず「淮南・太史公は、其れ多知なるかな。曷ぞ其れ雑なる」(『法言』問神)と、『淮南子』と『史記』をともに「雑」なるものとした。また「淮南説の用は、太史公の用にしかざるなり……必ずや儒か。乍ち出で乍ち入るは、淮南なり……多愛にして忍びざるは子長なり。……子長の多愛は、奇を愛するなり」(『同』君子)とも述べている。これは『淮南子』を儒ではなく不純であるとし、『史記』の編集が無秩序で「奇を愛す」と批判したものである。

このように楊雄は『史記』と『淮南子』に共通な性質として、「雑」という点を擧げている。また、ともに「多知」ではないとしつつ、『史記』は「多愛」と述べる。つまり「多」という評價も『史記』『淮南子』を結び付ける評價である。この「雑」「多」という評語に關して、改めて問神篇と君子篇の文を検討してみよう。すると問神篇では『史記』『淮南子』を「雑」とする一方、「惟だ聖人のみ雑ならざるを爲す」と述べている。そして君子篇では『淮南子』を「必ずや儒か。乍ち出で乍ち入る」とし、「子長の多愛は、奇を愛するなり」としながら、「仲尼の多愛は、義を愛するなり」と加えている。つまり「雑」「多」とは「聖人」孔子の精神に比して「雑」「多」だとしていることが判る。

それに對して桓譚は、『淮南子』『史記』を「淮南 貴盛富饒ならずんば、則ち廣く駿士を聘し、文を著し書を作らしむること能はず。太史公書

記を典掌せずんば、則ち古今に條悉すること能はず」(『意林』卷三)と  
言う。この記事は、なぜ優れた著述を著せたかを説明する。『淮南子』が  
「廣く駿士を聘し、文を著し書を作らしむ」、『史記』は「古今に條悉す」  
というのがその理由である。楊雄の評價と考え合わせると、『淮南子』と  
『史記』の共通點はともに優れて廣大で「多」であるが、「雑」な性質を  
もつということになる。

このほかに『史記』と『淮南子』を廣大で「多」、「雑」とする評價か  
らは、『史記』と雑家の關係が想起される。古くは『文心雕龍』が『史記』  
十二本紀を『呂氏春秋』十二紀に法つたものとし、邵晉涵は本紀・表・書・  
世家・列傳という五體例が『呂氏春秋』の紀・覽・論を參照して改變した  
ものと考えた<sup>⑧</sup>。そして章學誠は『史記』の八書と『漢書』十志が、『管子』  
『呂氏春秋』『淮南子』の天文・地圖・官圖・樂制の諸篇を承けて成つた  
ものとしている。

『史記』の本紀・表・書・世家・列傳という五種類の體例は、確かに『呂  
氏春秋』の影響がある。章學誠が指摘する八書と諸子の關係にも、『史  
記』と雑家のつながりが見出せる。前章で『史記』と對照された『春秋』  
や『國語』『戰國策』といった史書には、八書のような體例は備わってい  
ない。ならば『史記』に八書が加えられなくとも不思議はなかつたはずで  
ある。そもそも司馬談の遺言を想起すると、『史記』は史官の記録を集成  
し、「明主・賢君・忠臣・死義の士」を記録して論ずることが編纂當初の  
目的であつた。ならば本紀・世家・列傳が『史記』の骨格をなすのであり、  
書や表は後に加えられたものと考えられる。事實、後の正史には書・志の  
無いものがある。こうしてみると『史記』の八書や表の存在、紀傳體とい  
う體例は、『呂氏春秋』や『淮南子』などの雑家の影響が認められるので  
ある。楊雄や桓譚が『史記』を『淮南子』と對照させ、廣大で「多」「雑」  
と評したのは、内容が多岐にわたり五種類の體例をもつ『史記』に、雑家

の性質を見ていた可能性が指摘できるのではないだろうか。「多知」（『法言』問神）、「多愛」（『法言』君子）といった評語には、雑家に對する批判さえ感じられるのである。

### （二）劉向と『史記』

劉向と『史記』を較べるのは王充のみであるが、計四回も取り上げていく。

まず超奇篇では、二人ともに「篇第を累積し、文は萬を以て數へ……成に因り前を紀し、胸中の造無し」と編集量の多さを認めながらも独自の主張のないことを言う。次に定賢篇では、太史公が「文書を典官し」劉向が「書記を主領する職」であつたゆえに「博覽通達」となつたとする。博識の根拠を職業に求めたのである。書解篇では「漢の世の文章の徒」として陸賈、楊雄とともに擧げ、「其の材能は若<sup>すなは</sup>奇にして、其の稱は人に由らず」と、文章家として才能の高さを評價する。そして對作篇では「太史公の書」「劉子政（向）の序」「班叔皮（固）の傳」の三者を列擧し、「述と謂ふべし」と言う。「述」とはこの章にあつては「賢者」のなす仕業とされ、「聖人」の行なう「作」に次ぐ行爲である。言うまでもなく「述べて作らず」（『論語』述而）に基づく評價であるが、『史記』『漢書』と劉向を並べている點に注意したい。

『論衡』において「劉子政（向）」は、繰り返しその名が擧げられているが、作品の名前が示されていない。劉向は多くの著述を遺しており、『史記』の撰續まで行なっている（次章参照）。そこで王充が劉向のどの作品を念頭において『史記』と對照させているのかを考えておく必要がある。もちろん劉向の著述全體、文章や學問を思い浮かべたこともある。しかし王充が『史記』と比較對照した作品を限定できれば、『史記』と劉向に

共通する性質が解明できるかもしれない。

王充の『史記』評價を上掲記事の中で注意してみると、劉向は「篇第を累積し……成に因り前を紀し」、「書記を主領する職」ゆえに「博覽通達」であり、「文章の徒」とされている。こうした記述からは、劉向が既存の篇章を編集した書物を指すと理解できそうである。また對作篇に言う「劉子政の序」という語からは、『漢書』藝文志にある「劉向所序六十七篇」という記事が思い浮かぶ。そこに班固は「新序、說苑、世說、列女傳、領圖也」と注している。そうすると王充は、劉向の主な作品としてこの『新序』『說苑』『世說』『列女傳』を想定していたものと考えられよう。

劉向のこれらの著作は『漢書』藝文志でも諸子略・儒家に收められるように、『史記』とは異なる諸子の書と受けとめられがちである。しかし『新序』『說苑』は所收説話の多くが『史記』と重複し、『漢書』にもしばしば採録されている。そして『列女傳』は『史記』の列傳を承けて成つたことが明らかである。このように考えると、王充が劉向の著作と『史記』を對照したのはむしろ自然なことであろう。

### （三）楊雄と『史記』

楊雄を『史記』と比較したのは桓譚、王充であり、ともに二回ずつ論じている。

桓譚は「唯だ太史公のみ廣大」で、他に楊雄の『法言』『太玄經』に匹敵するものはない（『太平御覽』卷六〇二）と、『史記』『法言』『太玄經』の三書を絶賛する。また『史記』が古今に通曉し（「古今に條悉す」）、楊雄が『太玄經』を作つたことを、境遇と關連付けて評價している（『意林』卷三）。このように桓譚は『史記』『法言』『太玄經』を優れた書物としてきわめて高く評價している。

王充は楊雄と太史公を「漢の世の文章の徒」（書解）「漢の書を作る者」（案書）のように著作者として評價する。書解篇では、他に陸賈、劉向を加えた四人を比類ない能力をもつ者とする。案書篇では司馬遷を黄河、楊雄を漢水にたとえた上、司馬遷は憶測がなく着實で、楊雄は俗説がなく高尚であると言う。王充は楊雄と太史公をともに優れた著作者として評價するのである。

このように桓譚と王充には、『史記』と『法言』、『太玄經』、太史公と楊雄が、優れた著作、著作者として對照されている。しかし『史記』にはどれほど著作としての性質が備わっているだろうか。『法言』や『太玄經』に較べるなら、『史記』はやはり古史・古傳を紀傳體に編集した編纂物の性質が強く感じられる。『史記』は『法言』、『太玄經』に比べ自説を主張する部分は壓倒的に少ないのではないだろうか。

敢えて太史公の所説が述べられる部分を探すならば、太史公の贊・序と自序がある。『史記』は後の正史とは異なり、長文の贊・序が多い。例えば伯夷列傳や儒林列傳の序のように、論贊と傳文が交錯した傳もある。十二諸侯年表の序や八書、同類多數の人物を収めた雜傳の序も長文が多い。この雜傳や數名の傳記を収めた合傳が後の正史に比べて多いのも『史記』の特色である。雜傳や合傳は、その立て方から編纂者の社會觀や人間觀をうかがうことが可能である。このような合傳・雜傳の存在は、機械的に立てられた個人の傳よりも著作としての性質を明確に示している。桓譚・王充はこうした贊・序の文章や合傳・雜傳の存在によつて、『史記』を著作として理解し、『法言』や『太玄經』と比肩しうる書物と考えたのであろう。

楊雄と『史記』だけではなく、桓譚は賈誼・『淮南子』と、王充は陸賈・劉向・班彪・桓譚と『史記』を對照していた。そうすると桓譚・王充は『史記』を當時の優れた著作として、また史書としてだけでなく、諸子の書として論じていると言えよう。これは楊雄や班彪が『史記』を諸子として

論じていたのと同じ立場である。

以上のように『漢書』成立までに『史記』を論じた記事によつて、『史記』の理解狀況を探った結果、三つの立場が考えられた。第一に『史記』を『春秋』に連なるものとした司馬談・壺遂であり、第二に『國語』、『戰國策』といった古史書と結びつける劉向・班固、そして第三に兩漢の書物とりわけ諸子と比較し對照する楊雄・桓譚・王充らである。

こうした『史記』に對する様々な見方について、どれが妥當であるかを論ずるのは重要ではなからう。複数の立場にわたる論者もあつたことから判るように、相互に關連し、それぞれに『史記』という廣大な書物の一面を捉えたものと考えるべきである。しかしこの結果は、冒頭に掲げた正史の鼻祖という見方からは程遠いものである。

### 『史記』の撰續と史書の撰者

これまで『史記』を評した文章によつて、『史記』評價を檢討した。この外に『史記』の受容狀況を伝え、『漢書』成立以前の『史記』評價を明らかにするものがある。それは『史記』撰續狀況の記録である。『史記』成立後、次々に續編がつくられた。どのような人物が、なぜ、どのように撰續を行なったのだろうか。この問題は『史記』の價值を認め繼承しようとした人々の姿と、彼らが『史記』をどのように理解していたかを伝えてくれる。更には『史記』成立以後『漢書』成立にいたるまでの正史成立の過程さえ指し示しているように思われる。撰續された文章のほとんどは遺されてないが、撰續したと伝えられる名前は決して少なくない。まず撰續者として確實な人物から檢討を始めよう。

## 【馮商】

馮商は、『漢書』藝文志・六藝略・春秋に「馮商所續太史公七篇」とあることから撰續したことは間違いない。この人物は、『易』を學んで五鹿充宗に師事した後、劉向にも教えを受けたという。能文家であったため成帝の時に待詔し、列傳を撰したが、完成前に卒したらしい。注意しておきたいのは、能文家であったために、詔を受けて『史記』を撰續した点である。史官を務めたという記録はない。また『春秋』を修めていたかどうか不明である。馮商が撰した文は傳わらないが、『漢書』に参照された形跡がある。現在馮商の文を参照したことが判明しているのは、張湯傳と王尊傳である。

## 【褚少孫】

褚少孫は『史記』に撰續した文章が掲載されている。宣帝末期に博士弟子、元帝期に博士となり、成帝期に没した人物である。褚少孫に關しては、現存する撰續部分が何よりの資料である。存しているのは、三代世表、建元以來侯者年表、外戚世家、梁孝王世家、三王世家、田叔列傳、滑稽列傳、日者列傳、龜策列傳である。

褚少孫の撰續した文によると、郎であった時に知り得た事柄に基づき、後世の閲覽に供することを目的としたと言ふ。馮商と大きく異なるのは、詔を受けて撰續したのではなく、自ら「事を好み」自發的に「好事者」のために撰續していることである。また、褚少孫は獨立した書物を撰したのではなく、『史記』の卷末に文を附屬させており、『史記』を繼承する意圖のあったことが明らかである。褚少孫は『史記』をどのように理解し、繼承しようとしたのか、文章を少し検討しよう。

褚少孫の撰續に顯著なのは、後世の者への戒めとなすべく執筆していることである。鑑戒の意を込めたということは、文中に自ら繰り返し述べている。たとえば建元以來侯者年表では「後の事を好む者をして成敗・長短・

絶世の適を覽觀することを得、以て自戒するを得しめん」といい、田叔列傳では末尾に「後進の者之れを慎戒せよ」と加えている。そして文中には少なからぬ鑑戒の語が見える。たとえば外戚世家では衛青と平陽公主の婚姻を述べて、富貴になれば百惡も除かれるので、貧賤の時などは取るに足りない」と評し、尹婕妤と姪娥の事跡を述べて「美女は惡女の仇」である例と述べる。上掲の二例もそうだが、鑑戒は多く褚少孫の評中に「傳」を引用して根拠とする。たとえば「傳に曰ふ『青采は藍より出でて質藍より青し』とは、教への然らしむるなり」（三王世家）や、「傳に曰ふ『蓬の麻中に生ずれば、扶けずして自ら直し。白沙の泥中に在らば、之れとともに皆な黒し』とは、土地の教化の之れをして然らしむるなり」（同上）といった例である。このように褚少孫は單に史事を直敘するのみではなく、更に傳をも用いて鑑戒を行なおうとする。鑑戒という行爲は『史記』の贊や序のほかに、古代の史書にはしばしば見られることではある。褚少孫の撰續部分はこの傾向を特に強めていると言えよう。

## 【劉向】

劉向も『史記』を撰續している。『漢書』趙尹韓張兩王傳の贊に「劉向獨り趙廣漢・尹翁歸・韓延壽を序す」とあり、趙廣漢・尹翁歸・韓延壽の傳記を著していたことが判る。そして『史記』正義引く張晏によると、『漢書』匈奴傳は劉向と褚少孫の記事に據る部分があるらしい。また『同』東方朔傳贊は劉向の語を引き、「劉向言ふ、朔口諧倡辯……」と東方朔の口達者なさまを述べている。東方朔傳贊は斷章の引用に過ぎないが、劉向が東方朔の傳記を著した可能性を示唆している。それを『漢書』が参照しているも不思議ではない。

この他『史通』史官建置篇は「司馬遷既に歿し、後の史記を續くる者、褚先生・劉向・馮商・揚雄の徒のごときは、並びに別の職を以て來りて史の務めを知す」と劉向が史官に就かずに撰續したことを言ふ。また『同』

古今正史篇では「史記の書く所は、年漢武に止まる。太初已後は、闕きて録さず。其の後劉向、向の子歆及び諸の事を好む者……相ひ次ぎて撰續し、哀平間に迄び、猶ほ史記と名づく」と、好事者として撰續したとする。『史通』は劉向を褚少孫と同じように位置付けるのである。

このように劉向が撰續したことは確かであるが、文章の存在は判然としていない。前章に述べた通り『新序』『説苑』の文は、『漢書』に多く採られている。また『同』藝文志・五行志などに劉向の文が採録されている。これらの『漢書』に採録された文が、撰續とされる文である可能性がある。また『列女傳』も『史記』列傳を承けて成立しており、やはり撰續の文と看做されていたかもしれない。

『列女傳』について劉向は、「法則とすべきもの、及び孽變亂亡なる者を採取し……以て天子を戒む」と述べている。このように過去の事象よつて鑑戒を示そうとする傾向は、褚少孫の撰續と同じである。更に『新序』『説苑』にも鑑戒が見られる。以上の事を考えると『列女傳』『新序』『説苑』は『史記』を繼承し、撰續する意圖があつたと考えられる。

#### 【楊雄】

楊雄は『漢書』趙尹韓張兩王傳贊に「馮商 王尊を傳へ、揚雄も亦た之のごとし」とあり、馮商と同様に王尊傳を撰したらしい。また『論衡』須頌は「楊子雲 宣帝を録し以て哀・平に至る」と、宣帝から哀帝・平帝までを記録したと云う。『華陽國志』序志には「楊子雲……等、各々傳記を集め以て本紀を作り、略ぼ其の隅を擧ぐ」とあり、傳記を集め本紀を撰したことを述べている。

この外、『法言』の文が『史記』司馬相如傳贊、『漢書』東方朔傳贊、『同』王貢兩龔鮑傳に採られている。また前章に論じた通り、楊雄と『史記』は桓譚・王充によつて優れた著作として比較對照されていた。このように楊雄と『史記』『漢書』の結び付きはきわめて深い。しかしながら楊

雄の撰續した文章の存在も明確ではない。考えられるのは、『漢書』楊雄傳に收められた自序や、『法言』にある多くの人物評、『蜀王本紀』などであろう。

その他に、『史記』の撰續もしくは史書の編纂を行なつたとされる人物には以下の名前が傳えられている。いずれも文章は傳わらず、傳記のよく判らない人物が多い。

司馬相如、陳宗（平仲）<sup>③</sup>、尹敏、孟異、周樹（長生）<sup>④</sup>、劉歆、陽城衡、史岑（子孝）<sup>⑤</sup>、嚴遵、鄭廛・尹貢・譙周・任熙、梁審、肆仁、晉馮、段肅、金丹、馮衍、韋融、蕭奮、劉恂

#### 結び

以上の『史記』撰續と史書の編纂についての調査結果を整理し、前に見た受容状況の検討結果と考え合わせながら、小論を結びたい。

まず撰述の契機から考えてみると、ほとんどみな自發的に執筆を行なっている。例外は馮商が詔を受け、陳宗、尹敏、孟異が班固とともに顯宗に命じられた場合だけである。褚少孫は「後進の好事の儒者」として「後の好事者をして……自戒することを得しめん」（『史記』建元以來侯者年表）と云うように、事を好み、好事者に示すべく撰續したと自ら述べている。『後漢書』班彪傳も「後の好事者頗る時事を綴集するもの或り」と言い、「好事者とは楊雄、劉歆……の徒を謂ふなり」と李賢は注している。更に『史通』古今正史も「劉向、向の子歆及び諸の事を好む者……相ひ次ぎて撰續す」と云う。つまり撰續とは好事者の行爲なのであつた。それは『史記』の編纂自體が好事者の行爲であつた可能性さえ示唆しよう。

そこで撰續者の身分を擧げてみると、馮商は待詔、褚少孫は博士、劉向

は中壘校尉、楊雄は大夫であった。前に引いた通り「司馬遷既に歿し、後の史記を續くる者、褚先生・劉向・馮商・揚雄の徒のごときは、並びに別の職を以て來りて史の務めを知らず」（『史通』史官建置）という状態である。その他の撰續者は多く傳記不詳であるが、はつきりしているのはいずれも太史や史官の職に就いていないことである。班固が蘭臺令史となつたのも、撰述の途次からである。

ではこのような人々は、何を目的として『史記』の撰續を行なつたのであろうか。遺された文章から考えると、褚少孫の補筆部分は鑑戒を行なう傾向が強かつた。また劉向の『新序』、『說苑』、『列女傳』などの著書もそうである。更に楊雄の『史記』評を見ても、諸子としての誤りを是正すべく批判していた。こうしたことから、撰續者は史事を借りて鑑戒を示すべく執筆したものと考えられる。

この鑑戒とは、前に楊雄と『史記』を對照する際に見られた、諸子、著作としての性質とも無關係ではあるまい。『史記』には伯夷列傳や儒林列傳などの贊や序、雜傳・合傳の存在に著作・諸子の性質が窺えるとした。たとえば酷吏列傳の贊には次のようである。「太史公曰く、郅都より杜周の十人は、此れ皆な酷烈を以て聲と爲す……然れども此の十人中、其の廉なる者は以て儀表と爲すに足り、其の汚なる者は以て戒めと爲すに足る」。まさしく酷吏の列傳が鑑戒に役立つと言つのである。

鑑戒は當時の著作において、決して特殊なことではない。たとえば『鹽鐵論』は桓寬が、「鹽鐵の議を推衍し、條目を増廣し、其の論難を極め、數萬言を著し、亦た治亂を究むるを以て、一家の法を成さんと欲す」（『漢書』公孫劉田王楊蔡陳鄭傳贊）としてまとめた書物である。桓寬は鹽鐵會議に取材し、それを利用しながら『史記』同様に「一家の法」を示そうとしたのである。それはまた「遺を拾ひ闕を補ひ、一家の言を成す。厥れ六經の異傳を協はせ、百家の雜語を整齊す」と自序にいう『史記』の編集方針

と全く同じである。『鹽鐵論』の「一家の法」は治亂を究めたものであり、『史記』の「一家の言」は六經と百家の語を統一したものとある。こうした「一家の法」「一家の言」に、鑑戒の意圖の含まれることは容易に理解されよう。

このように考えてくると撰續者たちが『史記』から繼承したのは、史事を借りて鑑戒を示そうとする「一家の言」であつたと言えよう。『史記』がうちたてた「一家」は撰續者によつて一流を成したのである。この流れは、撰續者の文章を參照することで、『漢書』に受け止められた。そして撰續者は史官とは異なり、むしろ諸子や著述者に近い存在なのであつた。朝廷の史官は『漢書』百九十卷『漢大年紀』（『漢書』藝文志・春秋）といった記録を遺したが、無名の官吏に終つたのである。

次に撰續者の文章を見てみると、各自が單獨で撰述しており、それぞれ數十篇程度であつた。馮商が七篇または十篇、褚少孫は現存九篇である。『漢書』も初めは數十篇に過ぎなかつた。まず班彪が「後傳數十篇」を撰した後、班固が「世祖本紀」「功臣・平林・新市・公孫述」のほか「列傳、載記二十八篇」を成している。このように、元來は數篇であつたものが、後に徐々に集積されたことが分かる。現在の『史記』百三十篇、『漢書』百篇に較べれば、元來はきわめて少ない分量だったのである。この事實は逆に、『漢書』も『史記』同様に既存の文章を綜合した雜家としての性質を備えていることを示すのではないだろうか。『漢書』敘傳下が「其の行事を綜べ、旁く五經を貫き、上下治通す」と言い、「州域を分かち、土疆を物、人理を窮め、萬方を該ぬ」と述べている點からも、綜合的な雜家の性質を讀みとることができよう。

『史記』は廣大で「多」「雜」な書物として、『淮南子』とともに論じられていた。このような雜家としての性質は『呂氏春秋』の影響があり、『淮南子』と對照されるものであつた。『史記』成立の後に撰續された文

章が、『漢書』百篇に参照され集積されたのも、この流れを承けるものと言えよう。

以上のように『史記』の性質を當時の受容状況や撰續に窺える評價から見直してみると、『漢書』藝文志の分類に疑問が生じる。『漢書』藝文志は『史記』を六藝略・春秋に分類した。六藝略・春秋は『春秋』三傳及び諸傳のほか、「公羊董仲舒治獄」「議奏(石渠論)」「國語」「新國語(劉向分國語)」「世本(古史官記黃帝以來訖春秋時諸侯大夫)」「戰國策」「秦事」「楚漢春秋」「馮商所續太史公」「太古以來年紀」「漢著記」「漢大年紀」を収めている。この分類と當時『史記』と對照されていた書物を比べると明らかな差異が見られる。『春秋』『國語』『戰國策』は確かに『史記』と對照されていたが、この外に『史記』と強い繋がりと考えられる『呂氏春秋』『淮南子』は諸子略・雜家であり、『新序』『說苑』『列女傳』は諸子略・儒家に分けられている。『史記』が史事を用い鑑戒を示す點で、『列女傳』『新序』『說苑』と同類にする方法もあつたのではなからうか。あるいは百家を綜合した雜家として、『呂氏春秋』『淮南子』と合わせることも可能であつた筈である。

『漢書』藝文志の分類は、正史が存在する以前の『史記』理解を示している。しかし後に史部・正史という範疇が成立した際、『漢書』藝文志の分類が與えた影響は大きい。そして『漢書』藝文志の『史記』理解が、他の受容者と大きく異なっていることは、既に見た通りである。『史記』の理解には多角的な視點が不可欠なのである。

## 注

- ① 『史記』に關する後世の評價をまとめたものに陳直「漢晉人對史記的傳播及其評價」(四川大學學報社會科學・一九五七・三)と楊海崢『漢唐《史記》研究論稿』(齊魯書社・二〇〇三)がある。小論と關わる時期についていえば、前者は史書に見られる記述を中心とし、後者は楊雄、

王充、班氏父子を取り上げている。兩者とも『史記』に對する評價を檢討することが目的であり、評價記事から『史記』の姿を探る作業はなされていない。

- ② 王國維「太史公行年考」は「此桓寬述桑宏(ママ・以下同)羊語。考桑宏羊論鹽鐵、在昭帝始元六年。而論次之之桓寬乃宣帝時人。此引貨殖傳語、即不出宏羊之口、亦必爲寬所潤色」と述べ、桓寬の潤色とする。しかし此の語が桑弘羊のものか、桓寬の潤色になるか、なお定論はないようである。なお、『鹽鐵論』の撰者桓寬は『公羊春秋』をおさめたとされ、『漢書』公孫劉田王楊蔡陳鄭傳贊)、桑弘羊も『鹽鐵論』においてしばしば『春秋』の句を引いている。

- ③ 貨殖列傳では「故曰『天下熙熙、皆爲利來。天下壤壤、皆爲利往』とあり、會注考證は「壤穰通。熙來、壤往韻。吳乘權曰、四句用韻、蓋古歌謠也」と述べている。

- ④ 『太史公書』言ふ「司馬氏言ふ」ではなく、「司馬子言ふ」とするのは、司馬氏を諸子として扱うかのようで、注目に値すべきことに思われる。しかし、『鹽鐵論』毀學のほかに、この頃の文獻に司馬氏『史記』を「司馬子」とする表記は見当たらず、他の文獻には「司馬子長」とされることが多いことから、「司馬子」は「司馬子長」の「長」字の脱字と考えられる。

- ⑤ 王鳳が竟寧元年(前三三)に大將軍となつたことは『漢書』百官公卿表下に見え、劉宇の没年は『同』諸侯王表の記事に基づく。

- ⑥ 劉向の生卒年は、『漢書』楚元王傳・劉向の「居列大夫官前後三十餘年、年七十二卒。卒後十三歲而王氏代漢」の文に基づき、元鳳四年(前七七)〜建平元年(前六)説と、元鳳二年(前七九)〜綏和元年(前八)の二説がたてられているが、王先謙『漢書補注』により前者に従う。各説については同書を参照されたい。

- ⑦ 一雄爲郎之歲、自秦少不得學、而心好沈博絕麗之文。願不受三歲之奉、且休脫直事之繇、得肆心廣意、以自克就。有詔可不奪奉、令尙書賜筆墨錢六萬、得觀書於石室」とある(『方言』卷十三所收)。「漢書」本傳によれば楊雄が郎となつたのは「四十餘」であり永始三年(前十四)頃となるが、「四十」は「三十」の誤で陽朔元年(前二四)とする説が周壽昌『漢書注校補』卷四八に見える。

- ⑧ 「法言序」は『漢書』楊雄傳所收。なお同傳については、拙論『漢書』揚雄傳所收「揚雄自序」をめぐって(『中國藝文研究會』學林二八・二九号、一九九八年)がある。

- ⑨ 原文は各所載書に據るが、輯本として問經堂叢書所收の孫馮翼輯本

と嚴可均『全後漢文』を参考にした。なお、『新論』は後漢光武帝（後二五年即位）に献上したものであり、桓譚が没したのが後三二年であるからその間に成立したものである。

⑩ 『漢書』楊雄傳贊に見える次の記事などから窺えよう。「時大司空王邑・納言嚴尤聞雄死、謂桓譚曰『子嘗稱揚雄書、豈能傳於後世乎』。譚曰『必傳。顧君與譚不及見也。凡人賤近而貴遠、親見揚子雲祿位容貌不能動人、故輕其書……今揚子之書文義至深、而論不詭於聖人、若使遭遇時君、更聞賢知、爲所稱善、則必度越諸子矣』」。

⑪ 嚴可均『全後漢文』では「史記論」と題されている。また『後漢紀』卷十三にも節録されている。

⑫ 「劉子政の序」とは、『漢書』藝文志の「劉向所序六十七篇」という記事に附された原注から『新序』『說苑』『世說』『列女傳頌圖』を指すと考えられる。次章（二）参照。なお、鄒伯奇は、東番の人で著書に『檢論』『元思』のあつたことが、『論衡』案書・對作篇の記事から知られる。

⑬ なお王充は班彪に師事したことがある（『後漢書』王充傳）。ところが王充は『史記』を繰り返し論ずるのに比べ、班彪『續太史公書』への言及は極端に少ない。明らかに『史記』は班彪よりも劉向と比較されることの方が多い。王充は班彪と師弟關係にあつたためか、班彪『續太史公書』を『史記』と同じ範疇において論評することへは抵抗があつたものと思われる。少なくとも紀傳體正史という枠組みは考慮されていない。唯一班彪『續太史公書』と『史記』を列挙した條に次のものがある。「班叔皮續太史公書百篇以上、記事詳悉、義淡理備。觀讀之者以爲甲而太史公乙。子男孟堅、爲尙書郎、文比叔皮、非徒五百里也、乃夫周・召・魯・衛之謂也」（超奇）。ここでは班彪『續太史公書』を絶賛し、『史記』に勝るとするが、班固について文章が班彪に及ばないと批判している。

⑭ 『文心雕龍』（史傳）に「爰及太史談、世惟執簡。子長繼志、甄序帝勳。比堯稱典、則位雜中賢、法孔題經、則文非元聖。故取式呂覽、通號曰紀。紀綱之號、亦宏稱也。故本紀以述皇王、列傳以總侯伯、八書以鋪政體、十表以譜年爵」とある。

⑮ 邵晉涵『南江書錄』（史記）に「其文章體例、則參諸呂氏春秋、而稍爲通變。呂氏春秋爲十二紀・八覽・六論、此書爲十二本紀・十表・八書・三十世家・七十列傳。篇帙之離合先後、不必盡同、要其立綱、分目節次、相成首尾、通貫指歸、則一而已」とある。

⑯ 章學誠『文史通義』（外篇・亳州志掌故例議・上）は次のように述べて

いる。「夫馬・班書志、當其創始、略存諸子之意。『管子』、『呂覽』、『鴻烈』諸家、所述天文・地圖・官圖・樂制之篇、采掇制數、運以心裁、勒成一家之言、其所倣也」。

⑰ 『三國志』『梁書』『陳書』『北齊書』『周書』『南史』『北史』には、書も志もない。

⑱ 参考までに原文を擧げておく。「或曰、聖人作、賢者述、以賢而作者、非也。論衡・政務、可謂作者。曰、非作也、亦非述也、論也。論者、述之次也。五經之興、可謂作矣。太史公書、劉子政序、班叔皮傳、可謂述矣。桓君山新論、鄒伯奇檢論、可謂論矣。今觀論衡・政務、桓鄒之二論也、非所謂作也」（對作）

⑲ 劉向には他に「洪範五行傳論」「七略」「別錄」の著があり、『荀子』『戰國策』など校定書もあるが、王充の記述ではこれらは指さないものと考える。また『世說』は佚書であり、詳細が不明であるので以後は論じない。

⑳ 『史通』採撰篇は「至班固『漢書』則全同太史。自太初已後、又雜引劉氏『新序』『說苑』『七略』之辭」と言う。劉向の文が『漢書』に採られている状況については楊樹達『漢書所據史料考』（中華書局・增訂續微居小學金石論叢）所收・一九八三年、王利器『漢書』材料來源考』（中華書局・文史・二一號・一九八四年）に詳しい。

㉑ 以下の記事に據る。『漢書』張湯傳贊の如淳注「班固目錄馮商、長安人。成帝時以能屬書待詔金馬門、受詔續太史公書十餘篇」。顏師古注「劉歆七略云、商陽陵人、治易、事五鹿充宗、能屬文、博通強記、與孟柳俱待詔、頗序列傳、未卒、病死」。なお『漢書』藝文志・春秋の顔師古注では劉向にも師事したとある。

㉒ 張湯傳は贊に「馮商稱張湯之先與留侯同祖、而司馬遷不言、故闕焉」とあることから、馮商が張湯傳を撰し、『漢書』が参照したと考えられる。王尊傳も贊に「史民爲之語曰『前有趙・張、後有三王』。然劉向獨序趙廣漢・尹翁歸・韓延壽、馮商傳王尊、揚雄亦如之」とあることから、馮商の傳文を参照したことが判る。

㉓ 余嘉錫「太史公書」篇考」第十五「褚先生事蹟」による（中華書局・余嘉錫論學雜著）所收・一九六三年）。なお、博士となつたのは、王氏に學んだ魯詩かと思われる。

㉔ このほか陳涉世家にも「褚先生曰……」に始まる文があるが、その部分は殆どが秦始皇本紀にも見られる賈誼「過秦論」の引用である。また裴駟集解に「徐廣曰『一作『太史公』』。駟案、班固奏事云『太史遷取賈誼過秦上下篇以爲秦始皇本紀』陳涉世家下贊文、然則言『褚先

- 生」者、非也」と言うように、褚少孫の撰續とは認めがたい。なお褚少孫の撰續については内山直樹「褚少孫の『史記』補續」(『中國文化學會』「中國文化」六一號・二〇〇三年)が詳しい。
- ②⑤ 郎の時に知った事柄に基づくことは、以下の記述からわかる。「褚先生曰、臣爲郎時、問習漢家故事者鍾離生」(外戚世家)、「褚先生曰、臣爲郎時、聞之於宮殿中老郎吏好事者稱道之也」(梁孝王世家)、「褚先生曰、臣爲郎時、聞之曰……」(田叔列傳)。後世の閲覽を目的とすることは以下の記述による。「太史公記事盡於孝武之事、故復修記孝昭以來功臣侯者、編於左方、令後好事者得覽觀成敗長短絕世之適、得以自戒焉」(建元以來侯者年表)、「編列其事而傳之、令後世得觀賢主之指意」(三王世家)、「復作故事滑稽之語六章、編之於左。可以覽觀揚意、以示後世好事者讀之、以游心駭耳」(滑稽列傳)。
- ②⑥ 「事を好み」、「好事者」のために撰續したことを以下のように述べている。「後進好事儒者褚先生曰……令後好事者得覽觀成敗長短絕世之適、得以自戒焉」(建元以來侯者年表)、「復作故事滑稽之語六章、編之於左。可以覽觀揚意、以示後世好事者讀之、以游心駭耳」(滑稽列傳)。
- ②⑦ 例えば滑稽列傳の「竊不遜讓、復作故事滑稽之語六章、編之於左。……以附益上方太史公之三章」といった文から判る。この外、建元以來侯者年表、三王世家、龜策列傳にも卷末に附屬させたことが同様に明記されている。
- ②⑧ 衛青と平陽公主には「褚先生曰、丈夫龍變。傳曰『蛇化爲龍、不變其文。家化爲國、不變其姓』。丈夫當時富貴、百惡滅除、光耀榮華、貧賤之時何足累之哉」と言い、尹婕妤と嫪毐には「褚先生曰、浴不必江海、要之去垢。馬不必馱驥、要之善走。士不必賢世、要之知道。女不必貴種、要之貞好。傳曰『女無美惡、入室見妒。士無賢不肖、入朝見嫉』。美女者、惡女之仇。豈不然哉」と述べている。(外戚世家)
- ②⑨ 『史記』匈奴傳の正義に「張晏云『自狐鹿姑單于已下、皆劉向・褚先生所錄、班彪又撰而次之。所以漢書匈奴傳有上下兩卷』」とある。
- ③⑩ 原文は以下の通り。「劉向言少時數問長老賢人通於事及朔時者、皆曰朔口諧倡辯、不能持論、喜爲庸人誦說、故令後世多傳聞者」。(『漢書』東方朔傳贊)
- ③⑪ 原文を擧げておく。「向嗜俗彌奢淫、而趙衛之屬起微賤、踰禮制。向以爲王教由內及外、自近者始。故採取詩書所載賢妃貞婦、興國顯家可法則、及孽嬖亂亡者、序次爲列女傳、凡八篇、以戒天子。及采傳記行事、著新序・說苑凡五十篇奏之」。(『漢書』楚元王傳)
- ③⑫ この文について張晏は「雄作法言、亦論其美也」と注している。そ

- して『法言』淵騫に「或問『近世名卿』。曰『若張廷尉之平、雋京兆之見、尹扶風之黎、王子貢之介、斯近世名卿矣』」と、王尊(字・子貢)の介然と獨行した態度を稱える文がある。
- ③⑬ 原文は以下の通り。「高祖以來、著書非不講論漢。司馬長卿爲封禪書、文約不具。司馬子長紀黃帝以至孝武。楊子雲錄宣帝以至哀・平。陳平仲紀光武。班孟堅頌孝明。漢家功德、頗可觀見」。
- ③⑭ 原文は以下の通り。「司馬相如・嚴君平・楊子雲・陽成子玄・鄭伯邑・尹彭城・譙常侍・任給事等、各集傳記以作本紀、略舉其隅」。ここに楊雄が撰したとされる「本紀」を任乃強『華陽國志校補圖注』(一九八七年・上海古籍出版社)は『蜀王本紀』のことと考えるが、劉琳『華陽國志校注』(一九八四年・巴蜀書社)は『蜀王本紀』を後人の作としている。
- ③⑮ 『史記』司馬相如傳贊に「楊雄以爲靡麗之賦、勸百風一、猶馳騁鄭衛之聲、曲終而奏雅、不已虧乎」とあるのは明らかに後人の増補だが、『法言』吾子の「或曰『賦可以諷乎』。曰『諷乎。諷則已、不已、吾不免於勸也』」に基づく。『漢書』東方朔傳贊の「楊雄亦以爲朔言不純師、行不純德、其流風遺書蔑如也」は『法言』淵騫にほぼ同文が見える。『漢書』王貢兩龔鮑傳に「及雄著書言當世士、稱此一人。其論曰『或問、君子疾沒世而名不稱、壺勢諸名卿可幾。曰、君子德名爲幾。梁・齊・楚・趙之君非不富且貴也、惡辱成其名。谷口鄭子眞不詘其志、耕於巖石之下、名震於京師、豈其卿。豈其卿。楚兩龔之黎、其清矣乎。蜀嚴湛冥、不作苟見、不治苟得、久幽而不改其操、雖隨和何以加諸。舉茲以旃、不亦寶乎』」と谷口の鄭子眞、蜀の嚴君平を論じる文は、『法言』問神と問明の文を合わせたものである。
- ③⑯ 楊雄自序を雄の著作三十八篇の總序とする説が汪榮寶『法言義疏』に見えるが、徐復觀『增訂兩漢思想史』(臺灣學生書局・一九七六)及び David R. Knechtges『The Han shu Biography of Yang Xiong』(Arizona State University, 1982)によつて否定された。
- ③⑰ 『法言』の人物評については拙文「關於『法言』的人物批評」(『古代文論研究的回顧與前瞻』復旦大學二〇〇〇年國際學術會議論文集)復旦大學出版社・二〇〇二年)がある。
- ③⑱ 『論衡』須頌に「高祖以來、著書非不講論漢。司馬長卿爲封禪書、文約不具。……陳平仲紀光武」とあり、司馬相如が封禪書を撰し、陳宗が光武本紀を撰したと言う。また『史通』雜說上は「馬卿爲自敘傳、具在其集中。子長因錄斯篇、卽爲列傳、班氏仍舊、曾無改奪」と、司馬相如傳は自敘傳に據ると言う。陳宗については次の注⑳も参照されたい。

③⑨ 『後漢書』班彪傳上に「顯宗甚奇之（班固）、召詣校書部、除蘭臺令史、與前睢陽令陳宗・長陵令尹敏・司隸從事孟異共成世祖本紀」とあり、班固・陳宗・尹敏・孟異が救命によつて世祖本紀を撰したことが判る。

④⑩ 『論衡』超奇に「長生之才、非徒銳於牒牘也、作洞歷十篇、上自黃帝、下至漢朝、鋒芒毛髮之事、莫不紀載、與太史公表、紀相似類也。上通下達、故曰洞歷。然則長生非徒文人、所謂鴻儒者也」とあり、『洞歷』という書が『史記』の表・本紀に似た書物であつたことが判る。この書は『舊唐書』經籍志・『新唐書』藝文志に「洞曆記九卷周樹撰」として著録されるものであろう。詳細は黃暉『論衡校釋』（中華書局・新編諸子集成）を参照されたい。

④① 『後漢書』班彪傳上「武帝時、司馬遷著史記、自太初以後、闕而不錄。後好事者頗或綴集時事。然多鄙俗、不足以踵繼其書」の李賢注に「好事者謂楊雄、劉歆、陽城衡、褚少孫、史孝山之徒也」とあるのに據る。劉歆、陽城衡、史岑の撰續については『史通』古今正史にも見える（注④③参照）。ただし史岑について李賢に誤解があり、史孝山ではなく史子孝とすべきことが王利器『漢書』材料來源考（前出）に論じられている。

④② 『華陽國志』序志に「司馬相如・嚴君平・楊子雲・陽成子玄・鄭伯邑・尹彭城・譙常侍・任給事等、各集傳記以作本紀、略舉其隅」とあり、司馬相如・楊雄・陽城衡（陽成子玄）のほか嚴遵（君平）・鄭廩（伯邑）・尹貢（彭城）・譙周（常侍）・任熙（給事）という人物が傳記を集め本紀をなしたとされている。鄭伯邑以下の人物については任乃強『華陽國志校補圖注』（前出）が参考になる。

④③ 『史通』古今正史に「史記所書、年止漢武。太初已後、闕而不錄。其後劉向、向子歆及諸好事者、若馮商・衛衡（陽城衡）・揚雄・史岑・梁審・肆仁・晉馮・段肅・金丹・馮衍・韋融・蕭奮・劉恂等相次撰續、

迄於哀平間、猶名史記」とあるのに據る。これらの人物については王利器『漢書』材料來源考（前出）のほか、趙呂甫『史通新校注』（一九九〇年・重慶出版社）に詳しい。

④④ 『史記』の一家言と鑑戒について梁啓超に興味深い説がある。『史記』自是中國第一部史書。但吾儕最當注意者、「爲作史而作史」不過近世史學家之新觀念。從前史家作史、大率別有一「超史的」目的、而借史事爲其手段。此在各國舊史皆然、而中國爲尤甚也。孔子所作『春秋』、表面上像一部二三四十年代的史。然其中實孕含無數「微言大義」。故後世學者不謂之史而謂之經。司馬遷實當時春秋家大師董仲舒之受業弟子、其作『史記』蓋竊比『春秋』……其著書最大目的、乃在發表司馬氏「一家之言」。與荀卿著『荀子』、董生著『春秋繁露』、性質正同。不過其「一家之言」、乃借史的形式以發表耳（『要籍解題及其讀法』史記・史記著述之旨趣）。梁氏は『史記』を『春秋』と同じく、材料を史に借り一家言を述べるものとする。それは『荀子』、『春秋繁露』と同じ性質であるという。ここで梁氏が『荀子』、『春秋繁露』と『史記』の性質を同じものとするのは、『史記』の一家言を主張する性質に注目したものである。小論でも既に『史記』を『淮南子』や楊雄といった諸子に類する書物とする見方のあつたことを論じた。ただし梁氏が言うような『荀子』

『春秋繁露』と『史記』を併論する論は見當たらぬ。

④⑤ 班彪の撰は「彪乃繼探前史遺事、傍貫異聞、作後傳數十篇、因斟酌前史而譏正得失」とあり、班固については「顯宗甚奇之、召詣校書部、除蘭臺令史……成世祖本紀。……固又撰功臣・平林・新市・公孫述事、作列傳、載記二十八篇、奏之。帝乃復使終成前所著書」とある。（『後漢書』班彪傳）

（本字非常勤講師）